

## 「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例（仮称）」案の 骨子について

### 条例制定等の背景等

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）が公布され、道路法（昭和27年法律第180号）が改正されました。

これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた道路の構造の基準について、地方分権改革の観点から、政令で定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることができるようになりました。

京都府におきましては、これまでの道路の整備状況を踏まえながら、適切な構造基準について有識者の意見等を参考に検討した結果、次に掲げるような基準を検討しておりますので、この骨子案について御意見をお寄せください。

また、お寄せいただいた御意見については、御意見に対する京都府の考え方を整理の上、公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### 1 意見募集期間

平成24年3月28日（水）から平成24年4月17日（火）まで

#### 2 意見の送付方法

- 郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法で「京都府建設交通部道路計画課」宛に送ってください。（様式は自由です。）
- 御意見の内容を確認させていただくこともありますので、差し支えなければ住所、氏名、電話番号を併せてお知らせください。
- なお、恐れ入りますが、電話での意見提出は御遠慮願います。

##### (1) 郵送の場合

〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）

京都府建設交通部道路計画課 宛

##### (2) ファックスの場合

ファックス番号：075-432-2074

##### (3) 電子メールの場合

アドレス：doro@pref.kyoto.lg.jp

#### 3 公表資料

- 「道路法に基づく府道の構造の基準に関する条例」の概要について  
※公表資料は、京都府ホームページでも御覧いただけます。  
アドレス：<http://www.pref.kyoto.jp/>

#### 4 問い合わせ先

京都府建設交通部道路計画課 電話番号：075-414-5248（直通）

## 制定する条例の主な内容

### 1 自転車の事故防止について

#### (1) 自転車の走行に配慮した路肩の基準（京都府案）

自転車道を設けない道路の路肩の幅員は、交通及び地形の状況等を勘案し、自転車の走行に配慮して定めるようにします。

※ 路肩とは、道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分です。



#### (2) 政令（国の基準（参酌基準））

自転車の走行に配慮した路肩の基準について、特に定めはありません。

#### (3) 現行制度と背景

- 自転車道とは自転車が専用して通行することができる車道の部分をいい、自転車歩行者道とは歩行者と混在して自転車も通行することができる幅の広い歩道のことをいいます。

自転車道や自転車歩行者道は、縁石や柵などで自動車が通行する車道と区分されるため安全に通行することができますが、その建設には長い時間と多くの費用が必要です。

- 近年、全国的に自転車による交通事故が多発しており、自転車と歩行者を分離し快適で安全な道路空間を創造するための速効性のある対策が必要となっています。

#### (4) 整備のイメージ

整備前



整備後



## 2 適切な歩行空間の確保について

### (1) 自転車歩行者道及び歩道の幅員の基準（京都府案）

ア 基準政令では歩道等の「幅員」の基準を定めていますが、京都府では歩道等の「有効幅員」の基準を定め、人や車いすがスムーズに移動することのできる歩道整備を行うこととします。

※ 有効幅員 歩道及び自転車歩行者道の幅員から、路上施設や横断歩道橋等を設置するために必要な幅員を除いた幅員

イ 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とします。

ウ 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とします。

エ ウに示す有効幅員を確保することができない場合でも、歩行者の交通量が特に少ない区間については、柵の設置等歩行者の安全のために必要な措置を講じた上で、歩道を設置することができることとします。

### (2) 政令（国の基準（参酌基準））

（自転車歩行者道）

第10条の2

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

（歩道）

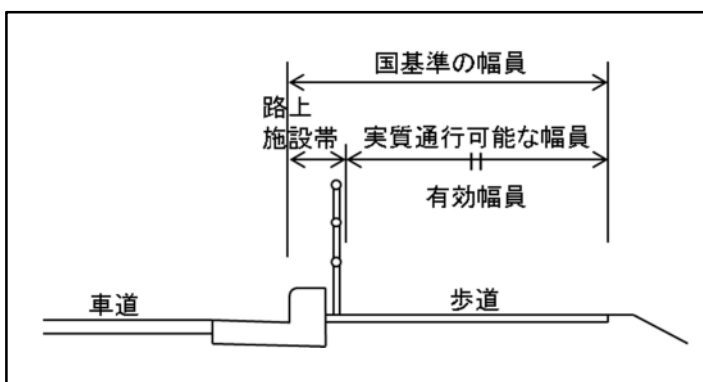
第11条

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

### (3) 現行制度と背景

- 歩行者及び自転車の通行量が多い箇所では、人や車いすがスムーズに移動するためには、路上施設等を除いた、実質通行可能な幅を確保する必要があります。
- 政令では、どこでも最低2メートルの幅員の歩道が必要な規定となっています。
- 歩行者は少ないが通学路として歩道整備が必要な箇所等では、基準どおりの幅員が確保できなくても、柵の設置など安全対策を講じることによって、歩道整備を実施する必要があります。

### (4) これからの整備のイメージ



### 3 降雨時の安全確保について

#### (1) 舗装の基準（京都府案）

トンネルを除き、第4種の道路（都市部の道路）だけでなく地方部の道路についても、道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車や歩行者の交通の状況を勘案して必要があると認められる場合においては、その舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでないこととします。

#### (2) 政令（国の基準（参酌基準））

（舗装）

第23条

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

#### (3) 現行制度と背景

- 政令では、第4種の道路（市街地を形成している地域等の都市部の道路）のみが雨水を浸透させる舗装の対象となっています。
- 都市部以外でも交通の状況等により、降雨時の走行の安全性を確保し交通事故防止を図る必要がある場合があります。
- 自動車だけでなく、歩行者や自転車の交通量を勘案して、歩道の水たまりを解消した快適な歩行空間を提供する必要がある場合があります。

#### (4) 整備のイメージ

雨水を浸透させる舗装 施工前



雨水を浸透させる舗装 施工後



### 4 その他の基準

1から3までに掲げた基準以外の基準は、国の基準どおりとします。（別添「国の基準の概要」参照）